

岩手県告示第585号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成22年6月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 釜石市天神町189の13から189の15まで、193の6、193の17、214から224まで、釜石第3地割189の5（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。